

令和6年度第1回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会

日 時 令和6年6月28日（金）

午後2時から

場 所 岩倉市役所 7階 第2・3委員会室

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

(1) 正副委員長の選出について（資料1-1、資料1-2）

【報告事項】

(2) 第9期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要について（資料2）

(3) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の実施状況について（資料3-1①②、資料3-2）

(4) 自立支援・重度化防止の取組の進捗について（資料4）

(5) 地域包括支援センターの事業報告等について（資料5）

(6) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について（資料6-1、資料6-2）

(7) 地域密着型サービス事業の運営状況等について（資料7）

【承認事項】

(8) 介護給付適正化計画について（資料8-1、資料8-2）

(9) その他

# 岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員名簿

資料 1 - 1

任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日  
(順不同・敬称略)

役職名	氏 名	団体・役職名	備 考
	汲 田 千 賀 子	同朋大学教授	
	嶋 保	民生委員児童委員協議会代表	
	三 宅 哲 也	愛知県江南保健所健康支援課長	
	伊 藤 憲 治	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会代表	
	丹 羽 克 司	一般社団法人岩倉市医師会代表	
	浅 田 一 史	一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会代表	
	萩 岡 大 輝	特別養護老人ホーム施設代表	
	岩 井 勇 樹	介護老人保健施設代表	
	塚 本 秋 雄	区長会代表	
	石 黒 賢 次	岩倉市老人クラブ連合会代表	
	柴 田 京 子	いわくら認知症ケアアドバイザー会代表	
	小 林 利 実 子	ボランティア連絡協議会代表	
	宮 田 ヒ ト ミ	介護者のつどい すみれ会代表	
	石 黒 里 実	市民委員代表	

○岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例

平成26年 3月28日 条例第11号

改正

平成27年 3月27日 条例第 9号

令和 5年12月26日 条例第24号

岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 8 の規定に基づく岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）第117条の規定に基づく岩倉市介護保険事業計画の策定等のための岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市高齢者保健福祉計画及び岩倉市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の実施状況の把握と評価に関すること。
- (3) 高齢者の保健福祉施策の推進に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの整備及び運営に関すること。

(組織)

**第 4 条** 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 介護事業者の代表者
- (4) 江南保健所長又はその指名する者
- (5) 社会福祉団体等の代表者

- (6) 介護に関わる団体の代表者
  - (7) ボランティア団体の代表者
  - (8) 市民の代表者
  - (9) その他市長が必要と認める者
- (任期)

**第5条** 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

**第6条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

**第7条** 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に置かれている委員会はこの条例の規定に基づき置かれたものとみなし、現に委嘱されている委員会の委員はこの条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

**附 則**（平成27年 3 月27日 条例第 9 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 5 年12月26日 条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

### 1 第9期計画の位置付け（計画期間：令和6年度からの3年間）（P3, P30）

2025年度、2040年度を見据え、「地域包括ケアシステム」（いわくら版地域包括ケア）を深化・推進させることにより、「誰もが居場所のある共生社会」の実現をめざしていく。

#### <基本理念>

**みんな いきいき  
居場所のある地域共生社会をめざして**

### 2 基本目標及び施策の方向（P34）

#### 目標1 ずっといられる居場所のあるまちづくり

- ・地域包括ケアシステムの充実（P38）
- ・高齢者への生活支援の充実（P45）
- ・見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組（P50）

#### 目標2 いきいきと輝く居場所のあるまちづくり

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実（P73）
- ・フレイル（虚弱）対策の充実（P78）
- ・多様な社会活動等への参加支援（P93）

#### 目標3 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

- ・介護保険事業の円滑な運営（P127）
- ・認知症施策の充実（P135）
- ・高齢者の権利擁護・虐待防止（P140）

### 3 高齢者数等の推計（P35）

単位：人

	2023年 (令5)年 (実績)	2024年 (令6)年	2025年 (令7)年	2026年 (令8)年	2040年 (令22)年	2050年 (令32)年
総人口	47,796	47,710	47,626	47,541	45,095	42,729
40～64歳	16,606	16,593	16,579	16,566	14,416	13,883
65歳以上	12,085	12,073	12,064	12,054	13,103	12,921
65～74歳	5,300	5,172	5,045	4,917	6,483	5,334
75歳以上	6,785	6,901	7,019	7,137	6,620	7,587
85歳以上	1,883	2,001	2,118	2,237	2,712	2,466
高齢化率(%)	25.3%	25.3%	25.3%	25.4%	29.1%	30.2%

#### 4 介護保険料の所得段階 (P132)

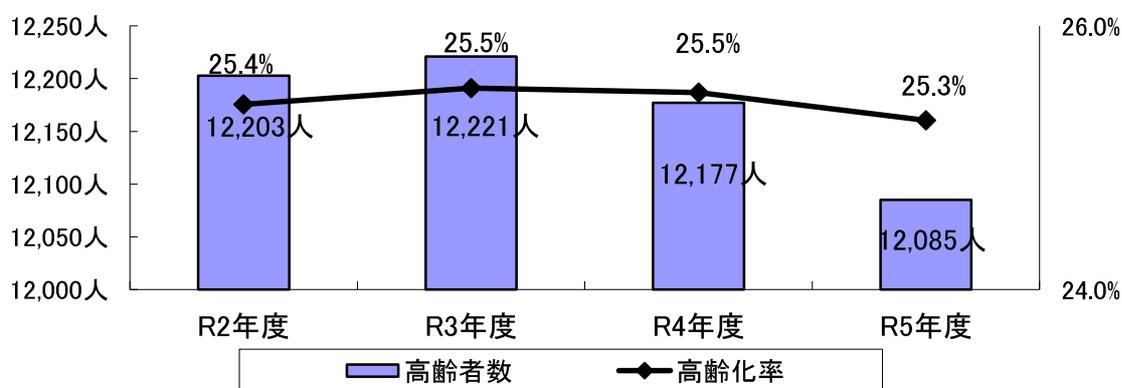
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額	
第1段階	本人市民税 非課税	非課税世帯で老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	0.455 (0.285)	29,400円 (18,400円)
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	0.685 (0.485)	44,300円 (31,300円)
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.69 (0.685)	44,600円 (44,300円)	
第4段階	市民税課税 世帯、本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	58,200円
第5段階 【基準額】		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	64,600円
第6段階	本人市民税 課税	合計所得金額120万円未満	1.20	77,600円
第7段階		合計所得金額120万円以上 210万円未満	1.30	84,000円
第8段階		合計所得金額210万円以上 320万円未満	1.50	97,000円
第9段階		合計所得金額320万円以上 420万円未満	1.70	109,900円
第10段階		合計所得金額420万円以上 520万円未満	1.90	122,900円
第11段階		合計所得金額520万円以上 620万円未満	2.10	135,800円
第12段階		合計所得金額620万円以上 720万円未満	2.30	148,700円
第13段階		合計所得金額720万円以上 820万円未満	2.40	155,200円
第14段階		合計所得金額820万円以上 1,000万円未満	2.50	161,700円
第15段階		合計所得金額1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	168,100円
第16段階		合計所得金額1,500万円以上	2.70	174,600円

※ ( ) 内の乗率及び金額は、消費税を財源とした別枠公費負担による低所得者への負担軽減策が実施された額です。

1 人口及び高齢者人口

	人口		高齢者数		高齢化率	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
R2年度	47,944人	48,034人	11,915人	12,203人	24.9%	25.4%
R3年度	48,009人	47,873人	12,214人	12,221人	25.4%	25.5%
R4年度	47,966人	47,761人	12,208人	12,177人	25.5%	25.5%
R5年度	47,907人	47,796人	12,171人	12,085人	25.4%	25.3%

※数値は各年10月1日現在

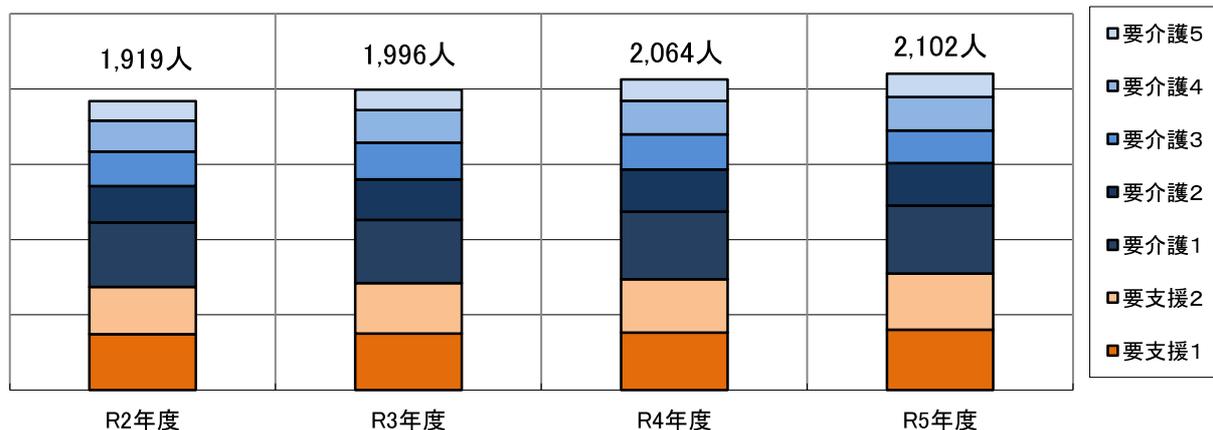


2 要介護（支援）認定者

(単位:人)

	要介護認定者		要介護度別						
	計画	実績	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
R2年度	1,924	1,919	372	313	429	241	230	205	129
R3年度	2,004	1,996	375	336	419	270	243	217	136
R4年度	2,084	2,064	382	354	450	280	233	223	142
R5年度	2,157	2,102	401	373	452	283	216	221	156

※数値は各年10月1日現在



## 3 介護保険給付費

(単位:千円)

年度	計画	実績	伸率
令和2年度	3,176,897	2,803,021	
令和3年度	3,082,514	2,884,280	2.9%
令和4年度	3,192,688	2,987,862	3.6%
令和5年度	3,297,384	3,066,700	2.6%

## 4 介護保険料収納状況 (現年分)

(単位:千円)

年度	賦課額	収納額	収納率
令和2年度	705,984	698,917	99.0%
令和3年度	710,421	703,601	99.0%
令和4年度	708,556	701,682	99.0%
令和5年度	700,939	694,686	99.1%

5 年度別介護給付費等支払状況

資料3-1②

介護保険給付費等支払状況

(単位 千円)

(年度)	1介護サービス等給付費									2介護予防サービス等給付費									3高額介護サービス		4審査支払手数料		5特定入所者介護サービス		合計	
	前年比	居宅介護サービス	前年比	施設介護サービス	前年比	居宅介護サービス計画	前年比	地域密着介護サービス	前年比	前年比	介護予防サービス	前年比	介護予防サービス計画	前年比	地域密着介護予防サービス	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
R2年	2,500,545	—	1,110,710	—	902,441	—	117,098	—	370,296	—	136,860	—	114,086	—	19,846	—	2,928	—	81,895	—	1,631	—	82,089	—	2,803,020	—
R3年	2,596,622	1.04	1,157,166	1.04	918,692	1.02	124,913	1.07	395,851	1.07	138,968	1.02	115,601	1.01	21,261	1.07	2,106	0.72	78,060	0.95	1,704	1.04	68,928	0.84	2,884,282	1.03
R4年	2,700,271	1.04	1,232,174	1.06	932,963	1.02	131,089	1.05	404,045	1.02	148,543	1.07	123,704	1.07	22,809	1.07	2,030	0.96	77,711	1.00	1,809	1.06	59,529	0.86	2,987,863	1.04
R5年	2,764,924	1.02	1,308,625	1.06	920,100	0.99	134,948	1.03	401,251	0.99	166,639	1.12	138,656	1.12	23,347	1.02	4,636	2.28	81,745	1.05	1,906	1.05	51,486	0.86	3,066,700	1.03

6 年度別総合事業事業費支払状況

総合事業事業費支払状況

(単位 千円)

(年度)	1第1号訪問・通所介護事業費						2介護予防ケアマネジメント費		3高額介護サービス相当費		4審査支払手数料		合計	
	前年比	訪問型サービス	前年比	通所型サービス	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
R2年	58,636	—	27,619	—	31,017	—	6,651	—	243	—	154	—	65,684	—
R3年	66,288	1.13	29,711	1.08	36,577	1.18	7,149	1.07	288	1.19	166	1.08	73,891	1.12
R4年	75,047	1.13	32,114	1.08	42,933	1.17	7,376	1.03	406	1.41	181	1.09	83,010	1.12
R5年	78,647	1.05	32,493	1.01	46,154	1.08	7,620	1.03	306	0.75	187	1.03	86,760	1.05

## 高齢者福祉事業について

### 1 高齢者が健康で役立ち感を持って活動できるまちづくり

#### ●岩倉市いきいき介護サポーター事業

高齢者が介護サポーター活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、元気になり、岩倉市がいきいきとした地域社会になることを目的とし、平成 25 年 7 月から活動を開始し、令和 5 年度の登録者数は 25 人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績はありませんでした。

### 2 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を見守るまちづくり

#### ●高齢者の実態把握事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、下記の対象者宅を委託先である岩倉市地域包括支援センター・岩倉東部地域包括支援センターの職員が訪問し、聞き取り実態調査を実施しました。

高齢者の生活実態の把握に努めることにより、支援が必要な高齢者を早期に発見し、迅速に対応することができました。

対象者	①ひとり暮らし高齢者認定者実態把握数	441 件
	②ひとり暮らし高齢者未認定者実態把握数	47 件
	③高齢者世帯	25 件

#### ●高齢者地域見守り事業

高齢者地域見守り協力に関する協定を締結している岩倉郵便局、新聞店、金融機関等の協力を得て、高齢者を地域で見守り、協力、連携体制づくりの推進に努めました。

令和 5 年度末現在、30 の事業所と協定を締結しています。

高齢者の日常的な見守りについては、各地域の民生委員・児童委員とも連携をしました。また、岩倉団地では、住民同士による日常的な見守り活動が継続して行われました。

高齢者地域見守り協力に関する協定の締結内容	事業所における業務等の中で、高齢者の異変を発見した場合、業務に支障のない範囲で市に連絡をするもの。
-----------------------	---

### 3 認知症高齢者等を地域で支えるまちづくり

#### ① 認知症サポーター養成講座

実施回数	9回
内 容	いわから認知症ケアアドバイザーが講師となり、市民向けの講座や小学校での寸劇・紙芝居など子ども向け養成講座も行った。また、市新規採用職員向けの養成講座も行った。
講 師	いわから認知症ケアアドバイザー
参加者数	令和5年度サポーター養成数 341人 (令和5年度末 計 9,137人)

#### ② 映画上映会

日 時	令和5年8月27日(日) 午前10時～11時45分
場 所	アデリア総合体育文化センター 多目的ホール
内 容	介護・認知症に関する映画 『ぼけますから、よろしくお願ひします。～おかえり お母さん～』上映
参加者数	87人

#### ③ 講演会 開催せず

#### ④ みんなのお家ケアドカフェ(認知症カフェ)

日時	毎月第2・4木曜日 午後1時～4時
場所	岩倉市下本町
内容	認知症当事者のお宅をお借りして、誰もが気軽に立ち寄って、おしゃべりできる居場所「カフェ」を提供している。いわから認知症ケアアドバイザー会のメンバーが準備や片付け、コーヒーやお菓子の給仕、傾聴などに従事した。来場者数 641人

#### ⑤ 認知症高齢者等見守り事業

日時/場所	内容
令和6年1月24日(月) 午前10時～11時半 第三児童館	認知症勉強会および声かけ訓練を開催した。 いわから認知症ケアアドバイザー会に講師として、「認知症を学んで地域で支えよう！」をテーマに認知症に関する講義やロールプレイを行った。 その後、実際に徘徊と思われる高齢者を発見した際の連絡方法や、地域包括支援センターについての講義、認知症 SOS ネットワーク事業のPRを行った。 (参加者) 市民、地域包括支援センター職員、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会職員、いわから認知症ケアアドバイザー会員、市職員 計 34人

⑥ 高齢者の権利擁護・虐待防止

○成年後見制度利用支援事業

市長が行う審判請求	5件
-----------	----

○高齢者虐待防止の推進

(単位:件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
通報件数	8	11	15	13	13
虐待件数	6	10	9	5	3

その他、岩倉市広報やリーフレット配布により周知・啓発活動に努めた。

#### 4 高齢者福祉サービス

(1) 高齢者の「食」に関するサービス

サービス名		内容・対象者等	R4年度	R5年度	備考
1	生活支援型給食サービス	健康保持及び安否確認のため毎日夕食を配達する	216人	204人	

(2) 高齢者の住宅に関するサービス

サービス名		内容・対象者等	R4年度	R5年度	備考
1	高齢者等民間賃貸住宅住み替え助成	高齢者対応住宅等への引越しにかかる費用の2分の1を助成(上限20万円)	0人	0人	
2	高齢者住宅改善費助成	手すりや段差解消等市が認めた住宅改善等に要する経費の2分の1を助成(上限50万円)	5人	8人	
3	家具転倒防止器具取付	家具転倒防止器具の取り付け	0人	2人	

(3) 高齢者の自立支援に関するサービス

サービス名		内容・対象者等	R4年度	R5年度	備考
1	寝具丸洗・乾燥	寝具の丸洗乾燥(年1回)、乾燥(年2回)を行う	18人	16人	
2	緊急通報システム設置	コールセンターに繋がっている緊急通報装置を設置	110台	100台	
3	高齢者老人日常生活用具給付	ひとり暮らし高齢者等に電磁調理器を給付	0人	0人	
4	福祉電話設置	低所得の高齢者の安否確認等を行うために電話を設置	0人	0人	
5	ホームヘルプサービス	自立判定者であり、かつ、虐待等やむを得ない事由がある者にホームヘルプサービスを提供	0人	0人	
6	ショートステイ	養護者からの虐待等により一時保護の必要な者にショートステイを提供	2人	1人	
7	デイサービス	自立判定者であり、かつ、虐待等やむを得ない事由がある者にデイサービスを提供	0人	0人	

(4) 高齢者の社会参加や交流に関するサービス

サービス名		内容・対象者等	R4 年度	R5 年度	備考
1	高齢者等リフトタクシー料金助成	ねたきり老人等にリフトタクシー利用チケットを交付し、料金の半額を助成(上限5,000円)	55 人	43 人	
2	高齢者すこやかタクシー料金助成	タクシーの基本料金と迎車料金をチケットで助成	966 人	1,013 人	
3	高齢者すこやかタクシー料金助成(乗降介助)	タクシーの基本料金と迎車料金・乗降介助料金をチケットで助成	6 人	8 人	平成 29 年度より新規事業
4	高齢者交流サロン活動費補助金	地域の高齢者等の閉じこもり防止と介護予防のための住民主体による集いの場 新規の立ち上げ支援の補助(10万円)と運営費の補助(3万円)を実施	立ち上げ支援 2 件 運営費 5 件	立ち上げ支援 1 件 運営費 6 件	

(5) 介護者への支援に関するサービス

サービス名		内容・対象者等	R4 年度	R5 年度	備考
1	紙おむつ支給	在宅で介護している人に紙おむつの利用券を支給	7 人	8 人	
2	訪問理美容サービス	ねたきり老人宅を理・美容師が訪問し理髪を行う	23 人	19 人	
3	高齢者見守り家族支援サービス	行方不明になる可能性のある高齢者を介護している家族が専用端末機を利用する際の初期登録料を市が負担する	0 人	3 人	
4	ねたきり老人等介護者手当支給	ねたきりの老人等を在宅で介護している人に手当を支給	54 人	55 人	
5	認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業	65 歳以上で認知症状がある方等が行方不明になった場合に備えて、事前に登録することで早期発見、事故の防止に繋げる。(若年性認知症の人も含む)事前登録した人は「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができる	41 人	25 人	令和元年 10 月より開始

## (6) 敬老事業等

サービス名		内容・対象者等	R4 年度	R5 年度	備考
1	南部老人憩の家 多世代交流センターさくらの家	市内に居住する 60 歳以上の高齢者	利用者数 南部老人憩の家 13,386 人 さくらの家※ 14,498 人	利用者数 南部老人憩の家 13,446 人 さくらの家※ 20,898 人	
2	敬老会	80 歳以上の高齢者を対象に式典とアトラクションの敬老会を開催	—	520 人	
3	敬老金	80 歳、88 歳、99 歳、100 歳以上	800 人	785 人	
4	金婚・ダイヤモンド婚祝賀会	結婚 50 年目、60 年目を迎える夫婦	金婚 22 組 ダイヤモンド婚 22 組	金婚 10 組 ダイヤモンド婚 19 組	

※さくらの家の総利用者数から保護者・子どもの数を引いた人数

## ●一般介護予防事業

### 1 スクエアステップを活用した介護予防事業

保健推進員活動として地域でのスクエアステップ体験会と市主催のスクエアステップ講座を実施しました。体験会は地区の公会堂等で、講座はアデリア総合体育文化センターと市民プラザの2か所で月1回の定期的で開催し、どなたでも参加できるようにしました。

区分		R4 年度	R5 年度	備考
1	実施会場数	2	2	
2	実施回数 (回)	22	22	
3	参加延べ人数 (人)	525	716	

### 2 多世代交流センターさくらの家での介護予防事業

さくらの家の講座で音楽療法を取り入れた「音楽でパワーアップ! ~楽しくリフレッシュ♪~」や介護予防体操を実施しました。

区分		R4 年度	R5 年度	備考
1	実施回数 (回)	36	36	
2	参加延べ人数 (人)	580	753	

### 3 介護予防教室

地域包括支援センターによる体操やお話し会など多様な企画で、気軽に参加できる内容の介護予防教室を多世代交流センターさくらの家、第四児童館で実施しました。

区分		R4 年度	R5 年度	備考
1	実施会場数	2	2	
2	実施回数 (回)	23	23	
3	参加延べ人数 (人)	367	349	

### 4 シルバーリハビリ体操推進事業

令和元年度より、高齢者の介護予防を目的としたシルバーリハビリ体操を愛知県理学療法士会に委託し、推進しました。令和5年度は11人のシルバーリハビリ体操指導士を養成しました。また、指導士会を結成し、毎月1回定例会を開催し、シルバーリハビリ体操の勉強をしています。

区分		R4 年度	R5 年度	備考
1	実施会場数	4	4	
2	実施回数 (回)	47	47	
3	参加延べ人数 (人)	1,663	1,702	
4	参加指導士延べ人数 (人)	411	478	

●高齢者の健康支援(一次予防高齢者)

事業名	対象	令和4年度			令和5年度			内容等
		会場数	回数	延人数	会場数	回数	延人数	
シルリハ体操介護予防教室	高齢者(60歳以上)	1	3	32	2	4	70	理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等による介護予防と健康づくりの講義とシルリハビリ体操の体験教室。
節目歯科健康診査	節目の年齢対象	各医療機関	4~2月 (11か月間)	253 (65・70・76・80歳対象)	各医療機関	4~2月 (11か月間)	136 (65・70歳)	尾北歯科医師会岩倉地区会で節目に個別歯科健診を実施した。
口腔機能・歯科健康診査	76・80歳対象				各医療機関	4~2月 (11か月間)	160	令和5年度から76・80歳を対象として、口腔機能に特化した歯科健診を開始。
健幸チャレンジ教室 (生活習慣病予防教室)	一般市民対象 (うち、65歳以上)	1	6	56	1	6	139	生活習慣病予防の知識普及啓発として、「糖尿病」と「高血圧」をテーマに各3回を1クールとして実施した。講師は医師や歯科医師、健康運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が担当した。
健幸伝道師事業	一般市民 (うち、65歳以上)	20	28	723	24	30	617	団体等から保健師、管理栄養士、作業療法士等が講師派遣依頼を受け行った健康講座等
健康相談 (健康チェックの日)	一般市民 (うち、65歳以上)	1	23	92	1	21	110	保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士による健康相談
健康手帳交付	一般市民 (うち、65歳以上)	1	随時	26	1	随時	44	健康手帳交付、保健指導
保健推進員活動	一般市民 (うち、65歳以上)	各地区等	256	3,154	各地区等	255	3,235	保健師、シルリハ指導士等による健康講座や体操等を実施した。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に配慮した内容で地区活動を実施した。
合計		24	316	4,336	29	316	4,511	

令和5年度 岩倉市地域包括支援センター・岩倉東部地域包括支援センター  
活動報告書

(1) 地域支援事業

ア 包括的支援事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・日常生活支援総合事業において、事業対象者（基本チェックリストで該当した人）及び要支援認定者のうち介護予防・生活支援サービスを利用する人に対して、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行いました。

・基本チェックリスト実施件数

岩倉市地域包括支援センター 22件

岩倉東部地域包括支援センター 11件

・介護予防ケアマネジメント計画作成における利用者との契約数

岩倉市地域包括支援センター 45件

岩倉東部地域包括支援センター 23件

・介護予防ケアマネジメント計画作成数（延べ）

岩倉市地域包括支援センター 628件 委託 372件 合計 1,000件

岩倉東部地域包括支援センター 263件 委託 358件 合計 621件

(イ) 総合相談支援業務

実績は次のとおりです。

		岩倉市地域包括 支援センター	岩倉東部地域包括 支援センター
総合相談件数（延べ）		839	858
申請代行 件数	介護保険関連	84	52
	市高齢者福祉サービス	16	15

(ウ) 権利擁護業務

高齢者虐待防止、成年後見制度、消費者被害について、市や尾張北部権利擁護支援センター等の関係機関と連携し、専門的視点から支援を行いました。

・高齢者虐待防止対応の実績は次のとおりです。

	岩倉市地域包括 支援センター	岩倉東部地域包括 支援センター
対応件数	5	1
高齢者虐待防止コアメンバー会議	7	1
高齢者虐待防止ネットワーク会議	0	0

・成年後見制度、消費者被害に関する相談実績は次のとおりです。

	岩倉市地域包括 支援センター	岩倉東部地域包括 支援センター
成年後見に関する相談件数	2	9
消費者被害に関する相談	0	0

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員に対し、個別の相談に対応しました。

実績は次のとおりです。

岩倉市地域包括支援センター 16件

岩倉東部地域包括支援センター 40件

また、地域の介護支援専門員に対し、研修会を実施しました。

実績は次のとおりです。

月日	内容	参加人数（参加事業所数）
9月7日	ケアプラン作成のポイント	20（15）
1月25日	介護支援専門員のための事例検討の進め方	19（14）

#### イ 地域包括ケアシステムの推進

##### （ア）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

岩倉市在宅医療・介護サポートセンターが開催する会議や研修会等に延べ10回参加し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との顔の見える関係づくりを図りました。

また、市内地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に参加しました。実績は次のとおりです。

種別	事業所数	運営推進会議参加回数
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4	24回（うち書面開催14回）
小規模多機能型居宅介護	2	12回
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1	2回（うち書面開催1回）
地域密着型通所介護	5	8回（うち書面開催1回）

##### （イ）地域ケア会議の実施

地域ケア会議は、介護支援専門員等からの相談に応じ、地域の関係機関等が会して個別ケースへの対応を協議するとともに、共通する地域課題についての検討を行います。

今年度は、昨年度に引き続き地域ケア会議の開催方法を見直すために市が主催する地域ケア会議運営検討会議が開催され、両地域包括支援センター合同で以下のとおり参加しました。

内容	回数	職員参加人数（延べ）
運営検討会議（打合せ含む）	13	41
地域ケア個別会議	4	12

#### ウ 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症サポート医、保健師等の医療系専門職、社会福祉士等の福祉系専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を中学校区ごとに配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症に関する専門知識を有する関係機関との連携を図り、適切な受診や介護サービスの利用につなげます。実績は次のとおりです。

	岩倉中学校区（岩倉市 地域包括支援センター）	南部中学校区（岩倉東部地 域包括支援センター）
事例検討件数	18	24
同意書受理件数	4	2
訪問回数（延べ）	8	22
チーム員会議回数	10	10
終結件数	5	6
モニタリング件数	0	1

#### エ 認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族を支援する体制を構築するため岩倉東部地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、研修会や交流会等へ11回、研修会等へ9回参加し、認知症に携わる機関との連携を図ることにより地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図りました。

### (2) 予防支援事業

#### ア 指定介護予防支援業務

##### 介護予防支援計画作成に関する契約

	岩倉市地域包括 支援センター	岩倉東部地域包括 支援センター
居宅介護支援事業所との委託契約件数	26	23
要支援認定者との契約件数	98	51

##### 介護予防支援計画作成数（延べ）

	岩倉市地域包括 支援センター	岩倉東部地域包括 支援センター
地域包括支援センター作成数	1,580	440
委託事業所作成数	1,663	1,328
合計	3,243	1,768

### (3) その他

#### ア 岩倉市との連携

市が毎月開催する地域包括支援センター連絡調整会議に出席し、情報共有や各種事業について協議を行いました。

#### イ 介護予防講演会

住み慣れた地域で生きがいをもち生活するための介護予防に関する基礎的な知識を広めるため、一般高齢者を対象に介護予防講習会を開催しました。

開催日時：令和5年10月18日（水）午後1時30分から3時

開催場所：岩倉市民プラザ

講師：BHB運動協会理事長 戸田恵利子氏（理学療法士）

参加者：32人

#### ウ 介護予防教室の開催

開催結果は次の通りです。

会場名	回数	参加者人数（延べ）
さくらの家（毎月第4水曜）	12	210
第四児童館（毎月第2木曜）	11	139
合計	23	349

#### エ 職員の資質向上

外部研修に参加し、職員の資質向上に努めました。

参加実績は次のとおりです。

岩倉市地域包括支援センター 会場参加 4回 オンライン参加 2回  
 岩倉東部地域包括支援センター 会場参加 11回 オンライン参加 2回

#### オ 高齢者実態把握事業（任意事業）

戸別訪問のほか、関係機関のネットワークを活用し、様々な社会資源との連携、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握に努めました。実績は次のとおりです。

	岩倉市地域包括支援センター	岩倉東部地域包括支援センター
ひとり暮らし認定高齢者	220人	221人
ひとり暮らし未認定高齢者	47人	0人
高齢者世帯	25件	0件

#### カ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業への協力

岩倉市が実施する一体的事業の一環として、健康状態が確認できない高齢者に対する健康課保健師の個別訪問に同行しました。実績は次のとおりです。

	訪問延べ人数	訪問による実態把握人数	医療等に繋がった人数
岩倉市地域包括支援センター	51人	27人	0人
岩倉東部地域包括支援センター	36人	29人	1人

#### キ 岩倉市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業への対応

登録希望者に対する受付窓口として対応しました。また、行方不明となった認知症高齢者の捜索等の支援を行いました。実績は次のとおりです。

	岩倉市地域包括支援センター	岩倉東部地域包括支援センター
事前登録受付件数	3	5
行方不明通報・捜索・相談件数	3	1

#### ク 各種委員会の開催

- ・虐待防止と身体拘束等適正化のための委員会 4月14日（金）
- ・感染症の予防とまん延防止のための対策検討委員会 4月14日（金）

#### ケ 指定介護予防支援事業所運営指導

- ・岩倉市地域包括支援センター 11月28日（火）
- ・岩倉東部地域包括支援センター 12月5日（火）

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

計 19 枚（本紙を除く）

Vol.1 2 4 1

令和6年3月29日

厚生労働省老健局

介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3986、2270)

FAX : 03-3503-7894

各 都道府県知事 殿  
市町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第1 改正省令の趣旨

#### (1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

#### (2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

#### (3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の改正を行う。

## 第2 改正省令の内容

### (1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
  - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
  - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
  - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
  - ・ その他所要の改正を行う。

### (2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。  
※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

### (3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

### (3) その他

- その他所要の改正を行う。

## 第3 施行期日

令和6年4月1日

# 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

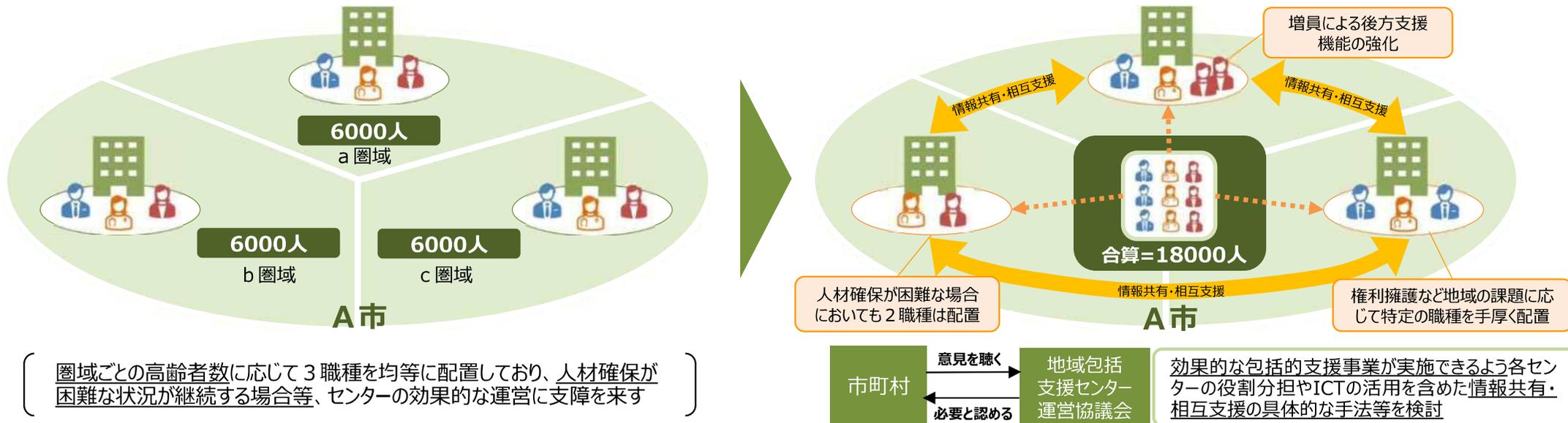
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
  - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

地域密着型サービス事業の運営状況について

1 令和5年度指定地域密着型サービスの運営状況等について

(1) 認知症対応型共同生活介護の利用状況

利用者状況 上段：令和5年4月1日現在の介護度別人数の計と男女の別

下段：令和6年4月1日現在の介護度別人数の計と男女の別

グループホーム岩倉一期一会荘（2ユニット） (人)

年月	要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		計		
R5.4	0		6		4		5		2		1		18		
男	女	0	0	3	3	0	4	0	5	1	1	0	1	4	14
R6.4	0		6		2		4		2		4		18		
男	女	0	0	3	3	0	2	0	4	0	2	0	4	3	15

(待機申込者（令和6年4月1日時点）： 10人)

中央グループホーム和（1ユニット） (人)

年月	要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		計		
R5.4	0		3		2		1		1		1		8		
男	女	0	0	2	1	0	2	0	1	0	1	0	1	2	6
R6.4	0		3		2		2		1		1		9		
男	女	0	0	1	2	0	2	1	1	0	1	0	1	2	7

(待機申込者（令和6年4月1日時点）： 10人)

グループホームいわくらの泉（2ユニット） (人)

年月	要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		計		
R5.4	0		4		4		1		1		2		12		
男	女	0	0	0	4	1	3	0	1	0	1	0	2	1	11
R6.4	0		9		3		1		2		2		17		
男	女	0	0	1	8	0	3	0	1	0	2	0	2	1	16

(待機申込者（令和6年4月1日時点）： 1人)

グループホームチアフル虹明かり・里明かり（2ユニット） (人)

年月	要支援2		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		計		
R5.4	0		8		3		3		3		1		18		
男	女	0	0	3	5	0	3	0	3	0	3	0	1	3	15
R6.4	0		8		0		3		4		2		17		
男	女	0	0	2	6	0	0	0	3	1	3	0	2	3	14

(待機申込者（令和6年4月1日時点）： 8人)

## (2) 小規模多機能型居宅介護の利用状況

### 小規模多機能ホーム ライフケア岩倉

(ア) 登録利用者：定員 29 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	1	0	9	7	3	4	2	26
R 6. 4	1	0	12	10	3	2	0	28

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
通所人数	11.2	11.5	10.4	12.4	15.2	14.8	14.9	14.8	14.6	15.1	17.1	16.8	14.1
訪問人数	18.9	19.1	19.2	11.5	7.0	6.8	6.2	6.1	6.6	6.7	8.2	6.7	10.2
泊り人数	2.6	2.8	2.0	2.0	2.6	2.1	2.2	2.4	2.0	2.0	2.6	2.2	2.3

### 岩倉小規模多機能ホーム・ちあき

(ア) 登録利用者：定員 22 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	2	2	9	4	1	1	3	22
R 6. 4	2	3	9	6	0	1	1	22

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
通所人数	12.2	11.9	12.5	11.0	8.0	8.4	9.8	11.2	9.7	8.8	10.1	10.8	10.3
訪問人数	11.8	13.5	14.0	14.1	9.0	8.9	9.0	9.3	12.0	11.6	11.6	11.6	11.3
泊り人数	2.7	3.3	3.6	2.7	1.4	1.8	3.2	3.4	2.3	1.7	2.4	3.0	2.6

### (3) 地域密着型通所介護の利用状況

#### デイサービス ライフケア岩倉

(ア) 登録利用者：定員 10 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	0	3	12	2	1	1	0	19
R 6. 4	1	1	11	2	3	1	0	19

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
通所人数	5.9	6.5	6.1	6.1	6.5	6.8	6.5	6.6	6.1	5.8	6.5	6.2	6.3

#### 岩倉デイサービスセンター・ちあき

(ア) 登録利用者：定員 10 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	1	6	6	6	2	2	0	23
R 6. 4	4	3	14	5	2	0	0	28

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
通所人数	10.0	9.8	9.5	9.2	10.0	9.6	9.4	9.6	9.4	8.9	8.9	9.4	9.4

#### 森の音リハビリデイサービス

(ア) 登録利用者：定員 10 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	21	15	4	3	1	0	0	44
R 6. 4	22	21	5	0	1	1	0	50

※1 日当たり 2 単位

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
通所人数	12	12	14	14	13	13	14	15	15	14	14	14	13.6

#### デイサービスセンター・優悠の家

(ア) 登録利用者：定員 10 名（上段：令和 5 年 4 月 1 日、下段：令和 6 年 4 月 1 日 現在） (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	4	2	7	2	2	1	0	18
R 6. 4	3	0	3	4	0	3	0	13

(イ) 利用実績：令和 5 年度（1 日あたりの平均人数） (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
通所人数	4.5	4.2	4.2	4.9	4.7	5.0	4.9	4.6	5.8	5.7	6.3	6.1	5.0

(4) 認知症対応型通所介護の利用状況

団欒の家 いわくら

(ア) 登録利用者: 定員 12 名 (上段: 令和 5 年 4 月 1 日、下段: 令和 6 年 4 月 1 日現在) (人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	0	0	19	4	5	0	0	28
R 6. 4	0	0	21	6	5	1	1	34

(イ) 利用実績: 令和 5 年度 (1 日あたりの平均人数) (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
通所人数	9.3	10.1	10.4	10.2	10.6	11.3	11.3	10.9	10.2	9.3	10.1	9.8	10.3

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

いわくら定期巡回ステーション

(ア) 登録利用者 (上段: 令和 5 年 4 月 1 日、下段: 令和 6 年 4 月 1 日現在) (人)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
R 5. 4	4	5	2	1	1	13
R 6. 4	2	4	2	0	2	10

(イ) 利用実績: 令和 5 年度 (1 日あたりの平均人数、ただし、訪問看護サービスは利用実人数) (人)

提供月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年平均
定期巡回サービス	14.4	15.0	15.7	15.2	11.1	13.5	13.9	13.6	13.6	14.9	15.1	12.0	14.0
随時対応サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
随時訪問サービス	1.1	0.7	1.1	1.5	1.3	0.9	1.1	1.1	1.6	1.9	1.5	0.8	1.2
訪問看護サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## (6) 外部評価の実施

認知症対応型共同生活介護事業者、小規模多機能型居宅介護事業者及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自ら提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、年に1回、外部評価を受け、その結果を公表し、改善を図ることが義務付けられています。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は平成27年度より運営推進会議及び介護・医療連携推進会議を活用した外部評価を行っています。また、認知症対応型共同生活介護事業所は令和3年度より外部評価機関による評価、運営推進会議を活用した外部評価のいずれかの評価を受けることとなりましたが、市内の認知症対応型共同生活介護事業所については、4事業所とも外部評価機関による評価となっています。

### (認知症対応型共同生活介護)

事業所名	評価確定日 (WAMNET より)
グループホーム岩倉一期一会荘	令和6年2月8日
中央グループホーム和	令和6年3月16日
グループホームいわくらの泉	令和5年9月11日
グループホームチアフル虹明かり・里明かり	令和6年1月29日

### (小規模多機能型居宅介護)

事業所名	
小規模多機能ホーム ライフケア岩倉	外部評価：令和6年1月25日 評価確定：令和6年3月25日
岩倉小規模多機能ホーム・ちあき	外部評価：令和6年1月26日 評価確定：令和6年3月22日

### (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業所名	
いわくら定期巡回ステーション	外部評価：令和6年1月26日 評価確定：令和6年3月8日

## (7) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の取り組み

地域との連携を図り、地域に開かれたサービスを提供していくために、おおむね2月に1回以上（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は6月に1回以上）、運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては介護・医療連携推進会議）を開催することが義務付けられています。

事業所名／開催日			
<b>【グループホーム岩倉一期一会荘】</b>			
第1回	令和5年4月26日（水）※	第4回	令和5年10月25日（水）※
第2回	令和5年6月28日（水）※	第5回	令和5年12月27日（水）※
第3回	令和5年8月28日（月）※	第6回	令和6年3月8日（金）※
<b>【中央グループホーム和】</b>			
第1回	令和5年4月19日（水）※	第4回	令和5年10月18日（水）※
第2回	令和5年6月21日（水）※	第5回	令和5年12月20日（水）※
第3回	令和5年8月23日（水）	第6回	令和6年2月21日（水）※
<b>【グループホームいわくらの泉】</b>			
第1回	令和5年4月18日（火）	第4回	令和5年10月17日（火）
第2回	令和5年6月20日（火）	第5回	令和5年12月19日（火）
第3回	令和5年8月8日（火）	第6回	令和6年2月20日（火）
<b>【グループホームチアフル虹明かり・里明かり】</b>			
第1回	令和5年5月19日（金）	第4回	令和5年11月17日（金）
第2回	令和5年7月21日（金）※	第5回	令和6年1月19日（金）※
第3回	令和5年9月15日（金）	第6回	令和6年3月15日（金）
<b>【小規模多機能ホーム ライフケア岩倉】</b>			
第1回	令和5年5月24日（水）	第4回	令和5年11月30日（木）
第2回	令和5年7月19日（水）	第5回	令和6年1月25日（木）
第3回	令和5年9月21日（木）	第6回	令和6年3月21日（木）
<b>【岩倉小規模多機能ホーム・ちあき】</b>			
第1回	令和5年5月26日（金）	第4回	令和5年11月24日（金）
第2回	令和5年7月28日（金）	第5回	令和6年1月26日（金）
第3回	令和5年9月29日（金）	第6回	令和6年3月22日（金）
<b>【デイサービス ライフケア岩倉】</b>			
第1回	令和5年9月21日（木）	第2回	令和6年3月21日（木）
<b>【岩倉デイサービスセンター・ちあき】</b>			
第1回	令和5年9月29日（金）	第2回	令和6年3月22日（金）
<b>【森の音リハビリデイサービス】</b>			
第1回	令和5年10月19日（木）	第2回	令和6年4月25日（木）
<b>【デイサービスセンター・優悠の家】</b>			
第1回	令和5年10月10日（火）※	第2回	令和6年3月27日（水）

事業所名／開催日			
【団欒の家 いわくら】			
第1回	令和5年9月30日（土）※	第2回	令和6年2月18日（日）
【いわくら定期巡回ステーション】			
第1回	令和5年8月28日（月）※	第2回	令和6年3月8日（金）

※書面開催

## (8) 集団・運営指導の状況

### (ア) 集団指導説明会：令和6年3月26日（火）

制度の理解、適正化を図ることを目的に、地域密着型サービス事業者に対し、次の事項において対面による指導等を実施しました。

- ・地域密着型サービス事業の運営に関する基準等について
- ・指定変更届、更新申請、指定申請について
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- ・事故等報告書について
- ・あいち介護サポーターバンク運営事業について
- ・その他事務連絡
  - ・運営指導について
  - ・指定更新について

### (イ) 運営指導

運営規程・重要事項説明書などの記載内容や介護給付における加算の算定根拠並びに職員の勤務体制などについて、指定基準に基づき、下記2事業所に運営指導を行いました。

事業所名	実施日
団欒の家 いわくら	令和5年10月26日（木）
いわくら定期巡回ステーション	令和5年10月26日（木）

## 2 令和6年度指定地域密着型サービス事業所指導について

### (1) 事業者指導の計画

#### (ア) 集団指導の実施

地域密着型サービスの適正な運営・管理のため、指定地域密着型サービス事業所との情報の共有を図ります。

#### (イ) 運営指導の実施

指定地域密着型サービス事業者の事業所において、関係書類を基に指導を行います。令和6年度は以下の事業所を予定しています。

- ・認知症対応型共同生活介護事業所 4カ所

2 第6期計画の目標について

第6期計画における取組項目及び目標値については、次の表のとおりです。(表7-1)(表7-2)

表7-1 <目標項目1>主要事業実施率

区 分		2022年度実績	2026年度目標
1. 要介護認定の適正化		100.0% (44/44)	100% (44/44)
2. ケアプラン等の点検	ケアプランの点検	100.0% (44/44)	100% (44/44)
	住宅改修の点検	95.5% (42/44)	100% (44/44)
	福祉用具購入・貸与調査	59.1% (26/44)	100% (44/44)
3. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合	97.7% (43/44)	100% (44/44)
	縦覧点検	100.0% (44/44)	100% (44/44)

(注) 表中の( )は、実施保険者数/全保険者数を表す。

表7-2 <目標項目2>主要事業点検割合等

項目			単位	2026年度目標 <sup>注1</sup>	
1. 要介護認定の適正化	更新認定点検割合		%	100	
	変更認定点検割合		%	100	
	e-ラーニングシステムにおける全国テストの受講割合 <sup>注2</sup>		%	100	
2. ケアプラン等の点検	ケアプラン	抽出事業所	一人ケアマネ <sup>注3</sup>	%	100*
			特定事業所加算未算 <sup>注3</sup>	%	100*
			特定事業所集中減算 <sup>注3</sup>	%	100*
			限度額一定割合超 <sup>注3</sup>	%	100*
	抽出ケアプラン	認定調査状況不一致 <sup>注4</sup>	保険者	44	
		訪問介護一定割合超 <sup>注4</sup>	保険者	44	
	住宅改修	専門職による関与	保険者	44	
福祉用具	専門職による関与	保険者	44		
3. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	突合区分「01」 <sup>注5</sup>	月	12	
		突合区分「02」 <sup>注5</sup>	月	12	
	縦覧点検	点検種類「1」 <sup>注5</sup>	月	12	
		点検種類「2」 <sup>注5</sup>	月	12	
		点検種類「3」 <sup>注5</sup>	月	12	
		点検種類「4」 <sup>注5</sup>	月	12	

(注)1 2026年度目標は、県として各保険者が目標とすべき値を設定した

(注)2 点検対象は現任の認定調査員(市町村等職員及び管内所在の指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員)とする

(注)3 「一人ケアマネ」: ケアマネジャーが一人の事業所  
 「特定事業所加算未算」: 特定事業所加算を算定していない事業所  
 「特定事業所集中減算」: 特定事業所集中減算を算定した事業所  
 「限度額一定割合超」: 区分支給限度基準額70%超の利用計画を多く立てている事業所  
 ※計画期間(3か年)の間に、点検対象に抽出された全ての事業所において点検を実施する

(注)4 「認定調査状況不一致」: 要介護認定時の状態と照らし、サービス内容に疑義が生じる利用者のケアプラン  
 「訪問介護一定割合超」: 区分支給限度基準額の70%を超えたサービス利用があり、かつその利用サービスの60%以上が「訪問介護サービス」となる利用者のケアプラン

(注)5 突合区分「01」: (介護情報) 全てのサービス種類⇔(医療情報) 入院中  
 突合区分「02」: (介護情報) 居宅療養管理指導費(I)等⇔(医療情報) 在宅時医学総合管理料  
 点検種類「1」: 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表  
 点検種類「2」: 重複請求縦覧チェック一覧表  
 点検種類「3」: 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表  
 点検種類「4」: 単独請求明細書における準受付チェック一覧表

## 介護給付適正化事業の計画について

---

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護給付適正化事業を実施します。

主要 3 事業と位置付けられている、「認定調査状況のチェック」「ケアプランチェック」「縦覧点検・医療情報との突合」を実施します。

### ① 認定調査状況のチェック

要介護認定申請に係る認定調査の内容について、委託した認定調査についても市職員がすべてチェックします。

### ② ケアプランチェック

#### ■ケアプランチェック

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、国のマニュアルに基づきチェックします。

#### ■住宅改修実態調査

改修工事を行う受給者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況をチェックします。

#### ■福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等についてチェックします。

### ③ 縦覧点検・医療情報との突合

#### ■縦覧点検

国保連合会から提供される帳票を活用し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を毎月チェックし、疑義のある場合は事業所に確認します。

#### ■医療情報との突合

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部署との連携のもと、国保連合会から提供される帳票を活用し、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、疑義のある場合は事業所に確認します。

図表 第 8 期計画における介護給付適正化事業の目標

実施事業	内容等	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
ケアプランチェック	実施件数(件)	90	90	90
縦覧点検	実施率(%)	100	100	100
医療情報との突合	実施率(%)	100	100	100

図表 第 8 期計画における介護給付適正化事業の目標に対する実績

実施事業	内容等	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
ケアプランチェック	実施件数(件)	163	104	125
縦覧点検	実施率(%)	100	100	100
医療情報との突合	実施率(%)	100	100	100

図表 第 9 期計画における介護給付適正化事業の目標(案)

実施事業	内容等	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
認定調査状況のチェック	実施率(%)	100	100	100
ケアプランチェック	実施件数(件)	90	90	90
住宅改修の点検	—	実施	実施	実施
福祉用具購入・貸与調査	—	実施	実施	実施
縦覧点検	実施率(%)	100	100	100
医療情報との突合	実施率(%)	100	100	100

第 9 期計画における 3 年間の実施目標は、第 6 期愛知県介護給付適正化計画に合わせ、上記表のとおりで考えております。